

各種講習会・研修会参加補助基準

1. 公益財団法人日本スポーツ協会公認資格取得に対する補助金

(1) 公益財団法人日本スポーツ協会公認資格のうち、次の資格取得に対し補助する。

- | | |
|----------------------|----------------------------------|
| (A) 競技別指導者資格 | ①コーチ1
②コーチ2
③コーチ3
④コーチ4 |
| (B) フィットネス系資格 | ①ジュニアスポーツ指導員
②スポーツプログラマー |
| (C) マネジメント指導者資格 | ①アシスタントマネージャー
②クラブマネージャー |
| (D) メディカルコンディショニング資格 | ①アスレチックトレーナー |

(2) 取得資格別補助額 別紙

2. 資質向上のための研修会（上限20,000円）

(1) 上記の公認資格を取得している指導者が参加する場合

①旅費（市の算出基準）、②宿泊補助（1泊につき5,000円）

(2) 上記の公認資格を取得していない指導者が参加する場合

①旅費補助（上記基準の1/2）、②宿泊補助（1泊につき3,000円）

3. 付 則

(1) 過去にこの事業の補助を受けた方が、同一の資格取得講習会・資質向上研修会へ参加する場合の補助は行わない。

(2) 上記講習会及び研修会参加者が多数の場合は、次により競技力向上委員会で協議し、決定するもの。

①申込期限以前に提出されたものを優先する。

②資質向上のための研修会に対し、資格取得講習会を優先する。

③過去にこの補助を受けた方で、新たに補助を受けようとする者がいる場合、新規の方を優先する。

④公益財団法人日本スポーツ協会が公認する資格取得講習会に参加する場合、上位の資格を優先し、かつ種目の指導者数等の実情に応じて審査し、可否を決定する。

⑤資質向上のための研修会に参加する場合、公認有資格者を優先し、かつ研修会の内容等を審査し、可否を決定する。

（平成18年4月14日一部改定）